

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月18日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年12月28日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年7月21日 午後10時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市西大井1595番地先

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方が市道2級47号線を国道408号線から高崎中学校方面に向かって走行中に対向車を避けるために道路端に車を寄せたところ、舗装と側溝の段差が4.5cm程度あったため、タイヤ側面を破損させたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金4,887円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。